

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 意見書案の送付先について**

明神委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。  
1ページの資料1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。  
以上、意見書案7件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

**2. その他**

明神委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

明神委員長 それでは、協議事項は、以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の7月8日木曜日午前9時から開催することとする。  
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。  
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめどとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。